# 長野県准看護師試験の受験資格認定に関する要領

１　目的

この要領は、長野県における保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第４号の規定に基づく同法施行規則第 32 条に定める准看護師試験の受験資格認定に関する基準の適用にあたって、具体的要件等を定めるものである。

２　審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、長野県准看護師試験の受験資格を得ようとする者。ただし、厚生労働省において看護師国家試験受験資格を認められた者を除く。

３　審査方法

審査対象者からの申請書類により審査を行い、４に掲げる認定要件に基づき、長野県が受験資格の審査を行う。

４　認定要件

以下の（１）から（７）までの要件を満たした者に対し総合的に判断し、受験資格を認定する。

（１）外国看護師学校養成所の修業年限

ア　外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限９年以上)、又は同等と認められる者

イ　外国看護師学校養成所の修業年限

２年以上

ウ　外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11 年以上、又は同等と認められる者

（２）教育科目の履修時間

履修時間の合計が 1,890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第１号）等に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目（臨地実習を含む。）の内容及び時間数を概ね満たすこと。

（３）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

（４）学校養成所の要件

当該国、又は州政府等によって正式に認められた看護師学校養成所であること。

（５）外国看護師学校養成所卒業後、原則として当該国において日本の看護師免許に相当する免許を取得していること。

（６）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

（７）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験Ｎ１の認定を受けていること。

5　申請書類

申請にあたって、申請者は以下の書類を長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課に提出すること。毎年４月１日から８月 31 日まで申請を受け付ける。

※８月 31 日が土日に当たる場合は、直前の平日を締め切りとする。

（１）長野県准看護師試験受験資格認定願（様式１）

（２）長野県准看護師試験受験資格認定申請理由書（様式２）

（３）履歴書（様式３）

学歴については日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次をそれぞれの学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。

（４）在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む)。日本国籍を有する者の場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本（申請６か月以内に発行されたものに限る)。

※申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する場合は、パスポートの原本を持参し、パスポートのコピーを提出すること。

※（４）と（５）及び（７）から（11）の氏名の表記が異なる場合は、（５）及び（７）から（11）の氏名の表記を確認するため、確認可能なもの（パスポートの写し等）を提出すること。

（５）医師の診断書（様式４）

日本の医師資格を有する者により、申請前１か月以内に発行されたものに限る。

（６）写真１枚

申請６か月以内に脱帽正面で撮影した縦６㎝×横４㎝のもの（履歴書の写真添付欄に貼り付けること。写真の裏面には氏名を記載すること。）

（７）外国で取得した外国看護師免許証の写し

（８）外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書

（９）卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等。当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。）

(12) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表４における教育内容及び履修時間と卒業した外国看護師学校養成所の教育内容及び履修時間の対照表（様式５）（教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載すること。）

(13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書

（卒業当時のものとし、時点は卒業時の日付を記載する）（様式６）

(14) 外国で外国看護師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋

(15) 卒業した外国看護師学校養成所が当該国、又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明（卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等）

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験Ｎ１認定書と成績書の写し

※作成上の注意

１）提出書類の部数は１部である。

２）提出書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

３）（１）（２）（３）（５）（12）及び（13）については、所定の様式に日本語で記載すること。

４）（７）から（10）及び（16）の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）

５）（７）から（11）及び（13）から（15）については、提出書類と日本語訳の両方を、公的機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではないので注意すること。

６）外国看護師学校養成所が統合等によって名称を変更している場合は、現存の看護師学校養成所の施設長の証明を用意すること。また、廃校している場合は、看護師学校養成所を管理している国や州政府に問い合わせて、必要書類を準備すること。

※申請時の注意

１）認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

２）４月１日から８月 31 日の期間で申請を受け付ける。ただし、８月 31 日が土日に当たる場合は直前の平日を締め切りとする。書類に不備があった場合は申請を受理できず、再度来庁が必要になるので注意すること。

３）申請書類の提出の際は、必ず電話で予約をとってから長野県庁に来庁すること。予約せずに来庁した場合、対応できないことがあるので注意すること。

４）申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する場合は、日本国内の連絡先及び書類の送付先を明らかにすること。

５）申請時、申請書類以外に、写真付きの身分証明書、筆記用具を持参すること。

（附則）

この要領は、平成 27 年 11 月 12 日から施行する。

この要領は、令和３年 10 月 25 日から施行する。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。